

平成30年4月1日
(一社) 土地改良建設協会

国営事業地区等フィールド調査学生支援事業実施要領

1 趣旨

将来に渡って土地改良事業を円滑に推進していくためには、農業農村工学系の学科・講座において国営事業地区等をフィールドとした学術研究が安定的に継続されることが不可欠である。また、そうした学術研究に担当教員の指導を得て関わることで学生が土地改良事業に高い関心を持つようになることは、若い技術者の育成・確保の観点からも極めて重要である。

このような観点から、(一社) 土地改良建設協会において、農林水産省及び(公社) 農業農村工学会等の支援を得て、学生が参画した国営事業地区等を対象とした学術研究を奨励するため、学生が国営事業地区等のフィールド調査を行うのに必要な諸経費等を支援するものである。

2 対象

農業農村工学系の学科、講座の担当教員の指導を得て、国営事業地区等のフィールド調査を行い、卒業論文等(修士論文も含む)を作成する大学の学部学生及び大学院生で次の要件を満たすことができる者。

- ・農業農村工学系の学科、講座に属する応募時27才以下の学生。
 - ・募集年度において学部学生は4年生、大学院生は修士1年又は2年生であり、過去に本事業による支援を受けていないこと。
 - ・国営事業地区等(調査中の地区や事業完了した地区でも可、国営事業地区内の県営事業地区でも可)を対象として2泊3日以上のフィールド調査を行うこと(1泊2日を2回以上、日帰り4日以上も可)。
 - ・フィールド調査のうち1日目に、指導担当教員とともに国営事業所もしくは調査管理事務所より事業概要等の説明を受けること。
 - ・作成した卒業論文等の内容を(公社) 農業農村工学会の会誌または論文集に投稿すること(学会の全国講演会または支部講演会での発表でも可、投稿、発表は支給年度の翌年度でも可)。
- また、(一社) 土地改良建設協会の会誌「土地改良」に概要を掲載すること。

3 支援内容

(1) 諸経費の支援

- ① フィールド調査を実施するのに必要となる交通費、宿泊費を学生に支給

する。

なお、交通費には現地調査で必要となるレンタカー使用料（ガソリン代、保険料等も含む）等も含む。

- ② 現地調査及び卒業論文等の作成、発表等のために必要となる物品や消耗品等の購入については、①の総額を超えない範囲で、上限を3万円として支給する。
- ③ 支給額の上限は、①と②の合計額として、学生一人に対して10万円とする。同じ国営事業地区のフィールド調査を複数の学生で行う場合には、1大学20万円までとする。なお、この場合でも支給の対象とする学生は原則3名までとする。

（2）農政局等に対する支援要請

フィールド調査の対象となる国営事業地区等について、円滑なフィールド調査が実施できるよう現地の案内、必要となる資料の提供等の協力を農林水産省及び地方農政局等（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）に対して（一社）土地改良建設協会から要請する。

4 支給方法

支給決定後、（一社）土地改良建設協会から学生の銀行口座に③の上限額を事前に振り込み、学生は支給年度内でフィールド調査完了後に指導担当教員を通じ領収証等を添付して支出報告を行い、残額が発生した場合には、原則、学生は当協会にその額を返金することとする。

なお、指導担当教員から申し出がある場合には、大学または指導担当教員名の銀行口座等に振り込むこととし、この場合には支出報告や残額の返金等は指導担当教員が行う。ただし、この場合であっても、あくまで学生への支援であるので、大学への寄付行為等の手続きを（一社）土地改良建設協会とはとらないこととする。

5 応募方法等

（1）応募方法

（一社）土地改良建設協会のホームページ及び（公社）農業農村工学会の会誌等で公告し、様式1により推薦する学生名、学年、住所、研究テーマ、対象とする国営事業地区名、研究内容の概要、フィールド調査の期間等を記した応募を指導担当教員から受け付けることとする。応募多数の場合には、国営事業との関連性、フィールド調査の頻度、内容等から支援の必要性の高いものについて、順次、支給を決定する。

(2) 応募期間

第1次決定 平成30年4月9日から5月31日までの間に受け付けたものから、14名程度を決定

第2次決定 平成30年4月9日から7月31日までの間に受け付けたものから、6名程度を決定

(3) 支給額の送金

支給対象に決定された学生（指導担当教員の申し出により大学または指導担当教員名の銀行口座に振り込む場合は、当該指導担当教員）は、フィールド調査の実施時期、調査内容、農政局等から得たい支援内容、支給額を振り込む銀行口座名等を別途指示する様式で（一社）土地改良建設協会に報告し、同協会はこれを受けて支給額を同口座に振り込むこととする。

(4) その他

3（1）①及び②の諸経費については、支給対象決定日以前であっても、平成30年4月2日以降の支出であって、領収書等で内容を確認できる場合は、支援の対象とする。

応募の際の提出資料の返還、支援決定の審査内容の問合せには、応じることができません。